市電共済組合出入の御用商人等に多額の運動費を名目の附すりて居る等を、陰謀的スパイ行為、背任的不正行為等をしたる実証ある時職員あるべき事を豫期するか今回の事件に對し此の如き督励状を寄せられる自々しきに不満に堪えぬものがある

第一、四君等は何故我と言はれるも各々職場に於ては支部長等の要職にあり現実には職場従業員諸君の指導者権を有し今回の事件当初には必ずにストライキを強制するかの如き言動さへ出でたるに大いに活躍したる由を聞く然るに電氣当局は四君を特別に除外して御用者の挑撃を受けて立ち、或はストライキに反対さへしなかったる平従業員を首切りたるに四君等は裏切りの様なるを信ぜしめ、或は信ずるは何事か!!!

第二、ライキを宣言したるならばなぜ、なぜ、なぜと言ふならば当局者が四君を除外した理由かないから、それは明かに大義名分に欠くる背信行為なりとして四君から先づ抗議すべきはずなるべきか(今日当局の挙に出ないのは何事か!!!)

第三、若し四君の行動を当局が是認して職員を欺かんとするならば四君は、当局の命を受けて支部にあってストライキを宣言煽動し然る後に裏切って打ち切ったと言はれる七年解の辞があるまい若一然らばストライキの責任は大半市電当局者にあるべし四君にもある

結論——吾々は以上の諸理由で百五十二名の職員は止むを得ず宮井、伊藤両氏の第謀と反動派の反抗に由りて断然その取消しを要求し将来従業員諸君の合法的生活権擁護運動を支援する

昭和五年四月三十日

東京市電無産党議員団

別記

宮井、伊藤外二君の督励状に答へる

吾々無産議員団は賃奨一割減に賛成したのだから百五十二名の復職問題に責任があると諸君の言はれるが甚だ不可解な御議論である

今回の電氣局予算審議に際して電氣局当事者は賃奨を一割減すると言ふ説明は一度もなかった、提出された予算書を一覧すると其の立前は職務者向の説明と一市全体の予算として人件費に於て二分減物件費に於て二割減の予算が表はれてゐる、為に人件費の給料に対する割減は人員数の自然的減少によるものと人員の収入は一銭も減ずるものに関しては当時の大臣職務課長が特に和田市議(吾々の予算係)に説明したもので下級市従業員の内例へば使丁に一日二銭の割減のあるのみで之れを説明すると表面的のことで実際収入には少しもの影響もないと詳細な内容を答へた

それを吾々は見きも假りに承認したのであるが御承知通り当時予算審議が後廻しとなり市会の一部に於て現予算長迫の為一の第弐位は其の他の陰謀から吾々市民生活の不安になって登んに及んだ此の際影響大なる全予算の中で吾々は詳細な説明をきく暇もなく只単に予算の立前或は骨子に由って賛否をきめるより外はなかったのである

然る市電従業員諸君の収入は一般官吏員同様員数の減少による二分減少が表面に表れて居て物件費等の方の二割減があるとは思はれなかった為に手当の減少が直接従業員諸君の生活費に影響を与へる事は電氣局当局者が巧妙に吾々の眼を掩ひ耳を閉ざしたものであった、が表面少しも判らないから直ちに賛成したまでである

百歩を譲って吾々の承認意にも諸君の収入を減少せしめる案に賛成したとしても四元老諸君から今日の督励を受ける筋は断然ない